

国会の同意を取める件 五機関十五名

内閣人第二四号

起案

令和二年二月七日

裁可	上奏	決定	令和二年二月一〇日
令和	年月日	令和	年月日

内閣官房長官

五

内閣官房副長官

五

内閣総務官

原

印

印

内閣總理大臣

五

麻生 国務大臣

加藤 国務大臣

河野 国務大臣

竹本 国務大臣

高市 国務大臣

江藤 国務大臣

衛藤 国務大臣

田中 国務大臣

森 国務大臣

梶山 国務大臣

北村 国務大臣

西村 国務大臣

茂木 国務大臣

赤羽 国務大臣

菅 国務大臣

橋本 国務大臣

萩生田 国務大臣

小泉 国務大臣

武田 国務大臣

内閣

国家公務員倫理審査会会长等の任命について、別紙のとおり両議院の同意を求めることがいたしたい。

◎閣議決定人事（任命につき両議院の同意を求めるの件）

1. 国家公務員倫理審査会会长及び同委員（3名）

会長	(仙台高等裁判所長官)	秋吉 淳一郎(新任)
委員	(拓殖大学副学長)	潜道 文子(再任)
同	(中外製薬(株)代表取締役副会長)	上野 幹夫(新任)

あき	よし	じゅんいちらう
せん	どう	あや こ
うえ	の	もと お
じゅん	じゅん	じゅん
せん	どう	あや こ
うえ	の	もと お

2. 情報公開・個人情報保護審査会委員（3名）

(元東京高等検察庁検事兼最高検察庁検事)	藤谷 俊之(新任)
(公認会計士)	泉本 小夜子(再任)
(慶應義塾大学大学院法務研究科教授)	磯部 哲(新任)

ふじ	たに	とし	ゆき
いす	もと	さ	よ こ
いそ	べ		てつ
じゅん	じゅん	じゅん	じゅん
せん	どう	あや こ	せん
うえ	の	もと お	うえ

3. 公安審査委員会委員（1名）

((株)日本経済新聞社監査役)	和田 洋(新任)
-----------------	----------

わ	だ	ひろし
わ	だ	ひろし

4. 日本銀行政策委員会審議委員（1名）

(丸三証券(株)経済調査部長)	安達誠司(新任)
-----------------	----------

あ	だち	せい	じ
あ	だち	せい	じ

5. 労働保険審査会委員（1名）

(京都大学大学院人間・環境学研究科教授)	小畠史子(新任)
----------------------	----------

お	ばた	ふみ	こ
お	ばた	ふみ	こ

6. 中央社会保険医療協議会公益委員（2名）

(お茶の水女子大学基幹研究院人間科学系教授)	永瀬伸子(新任)
(一橋大学経済研究所教授)	小塙隆士(新任)

なが	せ	のぶ	こ
お	しお	たか	し
なが	せ	のぶ	こ
お	しお	たか	し

7. 社会保険審査会委員長及び同委員（2名）

委員長	(元東京高等裁判所判事部総括)	瀧澤 泉(再任)
委員	(社会保険労務士)	宇野敦子(再任)
		(吉山 敦子)

たき	ざわ	いづみ
う	の	あつ こ
たき	ざわ	いづみ
う	の	あつ こ

8. 運輸審議会委員（1名）

（東京女子大学現代教養学部教授）二村 真理子（新任）

ふた むら まりこ

9. 公害健康被害補償不服審査会委員（1名）

（医師）石井 彰（再任）

いし い

あきら

(案1)

内閣人第 号-1  
令和2年 月 日

衆議院議長  
参議院議長

} あて (各通)

内閣総理大臣

下記の者を国家公務員倫理審査会会长及び同委員に任命いたしたいので、國家公務員倫理法第14条第1項の規定に基づき貴院の同意を求める。

記

(3月29日任期満了の池田修の後任)	(会長)	秋吉淳一郎
(3月8日任期満了による再任)	(委員)	潜道文子
(同 日任期満了の前田新造の後任)	(同)	上野幹夫

(案2)

内閣人第 号-2  
令和2年 月 日

衆議院議長  
参議院議長

} あて (各通)

内閣総理大臣

下記の者を情報公開・個人情報保護審査会委員に任命いたしたいので、情報  
公開・個人情報保護審査会設置法第4条第1項の規定に基づき貴院の同意を求  
めます。

記

(3月31日任期満了の南野聰の後任)	藤 谷 俊 之
(同 日任期満了による再任)	泉 本 小夜子
(同 日任期満了の山本隆司の後任)	磯 部 哲

(案3)

内閣人第 号-3  
令和2年 月 日

衆議院議長 }  
参議院議長 } あて（各通）

内閣総理大臣

下記の者を公安審査委員会委員に任命いたしたいので、公安審査委員会設置法第5条第1項の規定に基づき貴院の同意を求めます。

記

（3月1日任期満了の佐藤雅徳の後任） 和田洋

(案4)

内閣人第 号-4  
令和2年 月 日

衆議院議長  
参議院議長 } あて (各通)

内閣総理大臣

下記の者を日本銀行政策委員会審議委員に任命いたしたいので、日本銀行法  
第23条第2項の規定に基づき貴院の同意を求める。

記

(3月25日任期満了の原田泰の後任) 安達誠司

(案5)

内閣人第 号-5  
令和2年 月 日

衆議院議長  
参議院議長

} あて (各通)

内閣總理大臣

下記の者を労働保険審査会委員に任命いたしたいので、労働保険審査官及び  
労働保険審査会法第27条第1項の規定に基づき貴院の同意を求める。

記

(2月15日任期満了の小賀野晶一の後任) 小 畑 史 子

(案6)

内閣人第 号-6  
令和2年 月 日

衆議院議長  
参議院議長

} あて (各通)

内閣総理大臣

下記の者を中央社会保険医療協議会公益委員に任命いたしたいので、社会保険医療協議会法第3条第6項の規定に基づき貴院の同意を求める。

記

(4月7日任期満了の田辺国昭の後任)

永瀬伸子

(3月1日任期満了の岡村由美の後任)

小塩隆士

(案 7 )

内閣人第 号-7  
令和2年 月 日

衆議院議長  
参議院議長 } あて (各通)

## 内閣総理大臣

下記の者を社会保険審査会委員長及び同委員に任命いたしたいので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第22条第1項の規定に基づき貴院の同意を求める。

記

(案8)

内閣人第 号-8  
令和2年 月 日

衆議院議長  
参議院議長

} あて (各通)

内閣総理大臣

下記の者を運輸審議会委員に任命いたしたいので、国土交通省設置法第18条第1項の規定に基づき貴院の同意を求めます。

記

(2月15日任期満了の根本敏則の後任) 二村 真理子

(案 9)

内閣人第 号 - 9  
令和 2 年 月 日

衆議院議長  
参議院議長

} あて (各通)

内閣總理大臣

下記の者を公害健康被害補償不服審査会委員に任命いたしたいので、公害健康被害の補償等に関する法律第 113 条第 1 項の規定に基づき貴院の同意を求めます。

記

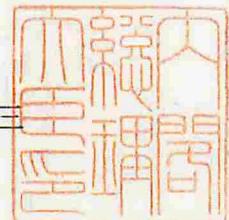
(3 月 31 日任期満了による再任) 石井 彰



府人第125号  
令和2年2月6日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

内閣総理大臣 安倍 晋三



情報公開・個人情報保護審査会委員及び公安審査委員会委員の任命について

標記の件について、別紙のとおり発令いたしたいので、各規定に基づく両議院の同意が得られるようよろしくお取り計らい願います。

別 紙

○情報公開・個人情報保護審査会設置法（第4条第1項）

（元東京高等検察庁検事兼最高検察庁検事）  
（公認会計士）  
（慶應義塾大学大学院法務研究科教授）

藤谷 俊之  
泉本 小夜子  
磯部 哲

情報公開・個人情報保護審査会委員に任命する（各通）

○公安審査委員会設置法（第5条第1項）

（（株）日本経済新聞社監査役）

和田 洋

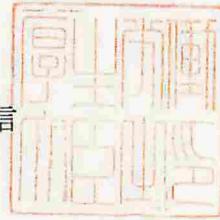
公安審査委員会委員に任命する



厚生労働省発人 0205 第 1 号  
令和 2 年 2 月 6 日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



労働保険審査会委員、中央社会保険医療協議会公益委員並びに社会保険審査会  
委員長及び同委員の任命につき両議院の同意を求めるについて

標記委員長及び委員を任命するため、労働保険審査官及び労働保険審査会法第 27 条  
第 1 項の規定に基づき小畠史子について、社会保険医療協議会法第 3 条第 6 項の規定に  
に基づき永瀬伸子及び小塩隆士について、社会保険審査官及び社会保険審査会法第 22 条  
第 1 項の規定に基づき瀧澤泉及び宇野敦子（通称：吉山敦子）について、両議院の同意  
を得られるようよろしくお取り計らい願います。

国官人第1903号  
令和2年2月6日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

国土交通大臣 赤羽一嘉



運輸審議会委員の任命につき両議院の同意を得ることについて

標記について、下記の者を運輸審議会委員に任命したいので、国土交通省設置法第18条第1項の規定に基づき両議院の同意を得るようよろしくお取り計らい願います。

記

委員 二村 真理子

環境秘発第 2002052 号  
令和 2 年 2 月 6 日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

環境大臣 小泉 進次郎



公害健康被害補償不服審査会委員の任命にかかる  
両議院の同意について

標記について下記のとおり任命いたしたく、公害健康被害の補償等に関する法律第  
113条第1項の規定に基づき、両議院の同意が得られますようお取り計らい願いま  
す。

記

委員 石井 彰

# 国家公務員倫理審査会会长

あき よし じゅん いち ろう  
秋 吉 淳 一 郎

生年月日 昭和30年9月19日（64歳）

昭和54年10月 司法試験合格  
55年3月 東京大学法学部卒業  
4月 司法修習生  
57年4月 東京地方裁判所判事補  
60年4月 札幌家庭・地方裁判所判事補  
62年4月 札幌地方・家庭裁判所判事補  
63年4月 最高裁判所刑事局付  
平成2年4月 東京地方裁判所判事補  
3年3月 熊本地方・家庭裁判所判事補  
4年4月 熊本地方・家庭裁判所判事  
7年4月 最高裁判所裁判所調査官  
11年4月 東京地方裁判所判事  
14年3月 司法研修所教官  
18年10月 東京高等裁判所判事  
20年4月 東京地方裁判所判事 部総括  
22年1月 司法研修所教官  
24年10月 最高裁判所上席調査官  
26年7月 仙台地方裁判所長  
28年4月 東京高等裁判所判事 部総括  
29年4月 仙台高等裁判所長官

現職 仙台高等裁判所長官（辞職予定）

# 国家公務員倫理審査会委員

せん じゅ あや こ  
潜 道 文 子

生年月日 昭和34年7月19日（60歳）

昭和57年3月 東京女子大学文理学部卒業  
4月 (社)海外コンサルティング企業協会（～61年3月）  
平成5年3月 早稲田大学大学院商学研究科商学専攻修士課程修了  
7年4月 同 商学部助手（～10年3月）  
10年3月 同 大学院商学研究科商学専攻博士後期課程単位取得  
11年4月 湘南短期大学商経学科専任講師  
15年4月 同 助教授（～18年3月）  
18年4月 高崎経済大学経済学部助教授  
19年4月 同 准教授  
20年4月 同 教授（～22年3月）  
22年2月 博士号（商学）取得（早稲田大学）  
22年4月 拓殖大学商学部教授  
25年4月 同 経営経理研究所長（～27年3月）  
27年4月 同 商学部長（～31年3月）  
28年3月 国家公務員倫理審査会委員（非常勤）  
31年4月 拓殖大学副学長  
令和元年9月 日本経営倫理学会会長

現 職 拓殖大学副学長  
国家公務員倫理審査会委員（非常勤）  
日本経営倫理学会会長

## 国家公務員倫理審査会委員

うえ の もと お  
上 野 幹 夫

生年月日 昭和32年8月11日（62歳）

昭和55年3月	慶應義塾大学工学部卒業
昭和59年4月	中外製薬(株)入社
平成3年10月	同 ロンドン駐在事務所長
5年3月	同 取締役
7年1月	同 取締役臨床開発本部長
8年6月	同 取締役研開統轄副本部長
9年6月	同 常務取締役
10年6月	同 常務執行役員
12年6月	同 常務取締役
14年6月	同 取締役副社長
16年3月	同 代表取締役副社長執行役員
18年4月	中外製薬工業(株)代表取締役社長
24年3月	中外製薬(株)代表取締役副会長
29年6月	(一社)経営倫理実践研究センター理事長

現職	中外製薬(株)代表取締役副会長
	(一社)経営倫理実践研究センター理事長

## 情報公開・個人情報保護審査会委員

ふじたに としゆき  
藤谷 俊之

生年月日 昭和31年11月12日（63才）

昭和58年 3月 名古屋大学法学部卒業

平成 4年 4月 司法修習生

6年 4月 東京地方検察庁検事

7年 4月 松山地方検察庁検事

9年 4月 京都地方検察庁検事

11年 4月 東京地方検察庁検事

12年 4月 法務省訟務局付

13年 1月 法務省大臣官房民事訟務課付

16年 4月 松江地方検察庁三席検事

18年 4月 東京地方検察庁検事

19年 4月 法務省大臣官房民事訟務課付

20年 4月 東京法務局訟務部付

22年 4月 法務省大臣官房参事官

24年 4月 法務省大臣官房租税訟務課長

27年 4月 東京高等検察庁検事

28年 4月 国税不服審判所国税審判官

30年 7月 東京国税不服審判所長

令和 元年 7月 東京高等検察庁検事兼最高検察庁検事

11月 定年退官

現 職 なし

## 情報公開・個人情報保護審査会委員

いずもと さよこ  
泉本 小夜子

生年月日 昭和28年7月8日（66才）  
昭和51年 3月 中央大学商学部卒業  
3月 等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入社  
54年 3月 公認会計士登録  
平成14年 7月 監査法人トーマツ代表社員（現有限責任監査法人トーマツパートナー）就任  
19年 1月 企業会計審議会委員（29年2月まで）  
27年 1月 情報通信審議会委員  
28年 7月 有限責任監査法人トーマツパートナー退任  
29年 4月 情報公開・個人情報保護審査会委員（非常勤）  
  
現 職 公認会計士  
情報公開・個人情報保護審査会委員（非常勤）

## 情報公開・個人情報保護審査会委員

いそべ てつ  
磯部 哲

生年月日 昭和47年10月12日（47才）

平成 7年 3月 慶應義塾大学法学部法律学科卒業

9年 3月 一橋大学大学院法学研究科修士課程修了

12年 3月 同 博士後期課程修了

13年 4月 関東学園大学法学部専任講師

14年10月 関東学園大学法学部助教授

16年 4月 獨協大学法学部専任講師

埼玉県庄和町情報公開・個人情報保護審査会委員  
(17年9月まで)

17年 4月 獨協大学法学部助教授（19年4月より同准教授）  
長野県個人情報保護審議会委員（会長職務代理者）  
(19年3月まで)

18年 4月 神奈川県個人情報保護運営審議会委員（19年3月まで）

19年 4月 神奈川県情報公開運営審議会委員（22年3月まで）  
埼玉県情報公開審査会委員（23年3月まで）

22年 4月 慶應義塾大学大学院法務研究科准教授  
神奈川県情報公開・個人情報保護審議会委員（26年3月まで）

25年 4月 慶應義塾大学大学院法務研究科教授  
(現在に至る。)

現 職 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

## 公安審査委員会委員

わ だ ひろし  
和田 洋

生年月日 昭和25年10月8日(69歳)

昭和49年 3月 東京大学文学部卒業  
4月 (株)日本経済新聞社入社  
平成14年 3月 同 東京本社編集局次長兼地方  
部長  
16年 3月 同 東京本社編集局ウイークエン  
ド編集本部長  
17年 3月 同 社長室総務  
18年 3月 同 グループ戦略室長  
19年 3月 同 執行役員グループ経営室長  
20年 3月 (株)日経BP常務取締役  
22年 3月 (株)日本経済新聞社常務執行役員国際事業担当  
補佐  
6月 同 常務執行役員国際事業担当  
23年 3月 同 常務執行役員内部監査室長  
24年 3月 日経メディアマーケティング(株)代表取締役社長  
29年 3月 同 顧問  
30年 3月 (株)日本経済新聞社監査役

現 職 (株)日本経済新聞社監査役

# 日本銀行政策委員会審議委員

あ だち せい じ  
安 達 誠 司

生 年 月 日 昭和40年7月4日 (54歳)

平成 元年 3月	東京大学経済学部経営学科卒業
4月	大和證券(株)入社
5月	(株)大和総研経済調査部
8年11月	同 投資調査部
13年 6月	クレディスイスファーストボストン証券会社 東京支店エコノミスト
16年10月	ドイツ証券会社東京支店シニア・エコノミスト
18年 1月	ドイツ証券(株)シニア・エコノミスト
25年 1月	丸三証券(株)経済調査部
3月	同 経済調査部長
26年 3月	一橋大学大学院国際企業戦略研究科経営・金融 専攻専門職学位課程修了 (経営修士(専門職)「金融戦略・経営財務MBA」)

現 職 丸三証券(株)経済調査部長 (辞職予定)

## 労働保険審査会委員

おばた ふみこ  
小畠 史子

生年月日 昭和40年4月14日(54歳)

昭和 63年 3月 上智大学法学部法律学科卒業  
平成 6年 1月 東京大学大学院法学政治学研究科博士課程修了  
4月 富山大学経済学部経営法学科専任講師  
8年 4月 同 助教授  
13年10月 京都大学総合人間学部助教授  
14年 4月 同 大学院地球環境学堂助教授  
25年 4月 同 人間・環境学研究科教授

現 職 京都大学大学院人間・環境学研究科教授

## 中央社会保険医療協議会公益委員

ながせ のぶこ  
永瀬 伸子

生年月日 昭和34年10月20日(60歳)

昭和57年 3月 上智大学外国語学部卒業  
平成元年 3月 東京大学経済学部卒業  
平成 7年 3月 同 大学院経済学研究科第2種博士課程修了  
7年 4月 東洋大学経済学部専任講師  
10年 4月 同 助教授  
10年10月 お茶の水女子大学生活科学部助教授  
12年 4月 同 大学院人間文化研究科助教授  
18年12月 同 教授  
19年 4月 同 人間文化創成科学研究科教授(現職)  
27年 4月 同 基幹研究院人間科学系教授(現職)  
27年 4月 同 学長補佐(現職)

現 職 お茶の水女子大学基幹研究院人間科学系教授  
(兼) 学長補佐  
(兼) 大学院人間文化創成科学研究科教授  
(兼) 生活科学部教授

## 中央社会保険医療協議会公益委員

おしお たかし  
小塩 隆士

生年月日 昭和35年9月21日(59歳)

昭和58年 3月 東京大学教養学部卒業  
58年 4月 経済企画庁入庁  
平成元年 5月 イエール大学大学院経済学修士課程修了  
3年 4月 モルガン銀行東京支店入社  
6年 4月 立命館大学経済学部助教授  
11年 4月 東京学芸大学教育学部助教授  
14年11月 大阪大学博士取得(国際公共政策)  
16年 4月 神戸大学大学院経済学研究科助教授  
17年 4月 同 教授  
21年 4月 一橋大学経済研究所教授(現職)  
29年 4月 同 所長(～31. 3)  
  
現 職 一橋大学経済研究所教授

# 社会保険審査会委員長

たきざわ いずみ  
滝澤 泉

生年月日 昭和26年11月21日(68歳)

昭和 49年 3月 東京大学法学部卒業  
52年 4月 東京地方裁判所判事補  
62年 4月 札幌地方・家庭裁判所岩見沢支部判事  
平成 元年 4月 東京地方裁判所判事  
2年 4月 最高裁判所裁判所調査官  
8年 4月 東京高等裁判所判事  
9年 7月 東京地方裁判所判事 部總括  
13年 7月 証券取引等監視委員会事務局次長  
15年 7月 東京高等裁判所判事  
16年 2月 東京地方裁判所判事 部總括  
19年 5月 東京地方裁判所判事  
東京簡易裁判所司法行政事務掌理者  
20年10月 函館地方・家庭裁判所長  
22年 2月 最高裁判所司法研修所教官  
24年 3月 東京高等裁判所判事 部總括  
28年 6月 退官  
社会保険審査会委員  
29年 3月 社会保険審査会委員長

現 職 社会保険審査会委員長

## 社会保険審査会委員

うの あつこ  
宇野 敦子

(通称: 吉山 敦子)

生年月日 昭和29年4月4日(65歳)

昭和53年 3月 早稲田大学第二文学部卒業

4月 香村正雄公認会計士事務所就職

55年 6月 同 事務所退職

11月 社会保険労務士試験合格

59年 4月 社会保険労務士吉山事務所開業

平成19年 4月 SAC社会保険労務士法人開業(代表社員)

26年 9月 同 社員

27年 3月 社会保険審査会委員

現 職 社会保険審査会委員

## 運輸審議会委員

ふたむら まりこ  
二 村 真理子

生年月日 昭和46年12月13日（48歳）

平成 7年 3月	東京女子大学文理学部卒業
9年 3月	一橋大学大学院商学研究科修士課程修了
13年 3月	同 博士後期課程単位取得退学
4月	愛知大学経営学部講師
14年 4月	日本大学理工学部交通システム工学科非常勤講師
16年 4月	愛知大学経営学部助教授
18年 3月	一橋大学博士（商学）
19年 4月	愛知大学経営学部准教授
21年 4月	東京女子大学現代教養学部准教授
25年 4月	情報通信行政・郵政行政審議会委員
27年 4月	東京女子大学現代教養学部教授
31年 3月	交通政策審議会委員
現 職	東京女子大学現代教養学部教授

# 公害健康被害補償不服審査会委員

いしい あきら  
石井 彰

生年月日 昭和27年1月31日 (68歳)

昭和55年 3月 東京大学医学部卒業  
6月 同 医学部附属病院医員  
平成 元年 1月 国立病院医療センター医師 (内科)  
5年 6月 国立療養所中野病院医師 (呼吸器科)  
10月 国立国際医療センター病院医師 (呼吸器科)  
10年 5月 東京大学医学部附属病院呼吸器内科医  
局長  
17年10月 東京学芸大学保健管理センター教授  
20年 4月 同 保健管理センター教授・  
所長  
27年 4月 公害健康被害補償不服審査会委員 (非常勤)  
28年10月 (株) 高島屋日本橋店診療所所長  
31年 2月 (株) 高島屋 高島屋診療所所長  
現 職 公害健康被害補償不服審査会委員 (非常勤)  
(株) 高島屋 高島屋診療所所長

国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）

（抄）

（職権の行使）

第十二条 審査会の会長及び委員は、独立してその職権を行う。

（組織）

第十三条 審査会は、会長及び委員四人をもつて組織する。

- 2 会長及び委員は、非常勤とことができる。
- 3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会長及び委員の任命）

第十四条 会長及び次項に規定する委員以外の委員は、人格が高潔であり、職員の職務に係る倫理の保持に関する公正な判断をすることができ、法律又は社会に関する学識経験を有する者であつて、かつ、職員（検察官を除く。）としての前歴を有する者についてはその在職期間が二十年を超えないもののうちから、両議院の同意を得て、内閣が任命する。

2 委員のうち一人は、人事官のうちから、内閣が任命

する者をもつて充てる。

- 3 会長又は前項に規定する委員以外の委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣は、第一項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、会長又は前項に規定する委員以外の委員を任命することができる。
- 4 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣は、直ちに、その会長又は第二項に規定する委員以外の委員を罷免しなければならない。

（会長及び委員の任期）

第十五条 会長及び委員の任期は、四年とする。

- 2 人事官としての残任期間が四年に満たない場合における前条第二項に規定する委員の任期は、前項の規定にかかわらず、当該残任期間とする。
- 3 補欠の会長及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 会長及び委員は、再任されることができる。
- 5 会長及び委員の任期が満了したときは、当該会長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務

を行うものとする。

(身分保障)

第十六条 会長又は委員（第十四条第二項に規定する委員を除く。以下この条、次条、第十八条第二項及び第三項並びに第十九条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

- 一 破産手続開始の決定を受けたとき。
- 二 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- 三 審査会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他の会長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(罷免)

第十七条 内閣は、会長又は委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その会長又は委員を罷免しなければならない。

(服務)

第十八条 会長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 会長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体

の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

第十九条 会長及び委員の給与は、別に法律で定める。  
3 常勤の会長及び常勤の委員は、在任中、営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行い、又は内閣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事してはならない。

(給与)

第二十条 審査会は、会長が招集する。  
1 審査会は、会長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

- 2 審査会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 審査会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、第十三条第四項に規定する委員は、会長とみなす。

情報公開・個人情報保護審査会設置法

(平成十五年五月三十日法律第六十号)

(抄)

(委員)

第四条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

第一条 次に掲げる法律の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、総務省に、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十九条第一項

二 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第二百四十号）第十九条第一項

三 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四十三条第一項

四 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第四十三条第一項

（組織）

第三条 審査会は、委員十五人をもつて組織する。

2 委員は、非常勤とする。ただし、そのうち五人以内は、常勤とすることができる。

4 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

7 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。

8 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

10 常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は當利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

11 委員の給与は、別に法律で定める。

(会長)

第五条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を總理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(合議体)

第六条 審査会は、その指名する委員三人をもつて構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。

2 前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、委員の全員をもつて構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。

(事務局)

第七条 審査会の事務を処理させるため、審査会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。  
3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

## 公安審査委員会設置法

(昭和二十七年法律第二百四十一号) (抄)

### (目的)

第一条 この法律は、公安審査委員会の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、其所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

### (設置)

第一条の二 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)第三条第二項の規定に基づいて、法務省の外局として、公安審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (任務)

第一条の三 委員会は、破壊活動防止法(昭和二十七年法律第二百四十号)及び無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律(平成十一年法律第二百四十七号)の規定により公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関し適正な審査及び決定を行うことを任務とする。

する。

### (所掌事務)

第二条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 破壊的団体に対する規制に関する審査を行うこと。
- 二 破壊的団体に対する活動制限の処分を行うこと。
- 三 破壊的団体に対する解散の指定を行うこと。
- 四 無差別大量殺人行為を行つた団体に対する観察処分を行うこと。

### 五 無差別大量殺人行為を行つた団体に対する再発防止処分を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき委員会に属させられた事務

### (職権の行使)

第三条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

### (組織)

第四条 委員会は、委員長及び委員六人をもつて組織する。

### (委員長及び委員の任命)

第五条 委員長及び委員は、人格が高潔であつて、団体

の規制に關し公正な判断をすることができ、且つ、法律又は社会に關する学識経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、人格が高潔であつて、団体の規制に關し公正な判断をすることができ、且つ、法律又は社会に關する学識経験を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

4 委員長及び委員の任命については、そのうちの三人以上が同一の政党に属する者となることとなつてはならない。

5 委員長及び委員は、非常勤とする。

(任期)

第六条 委員長及び委員の任期は、四年とする。但し、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間と

する。

2 委員長及び委員は、再任されることができる。

(身分保障)

第七条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合及び第九条の場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることができない。

一 破産手続開始の決定を受けたとき。

二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

三 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(罷免)

第八条 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号の一に該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

第九条 内閣総理大臣は、委員長及び委員のうち三人以上が同一の政党に属することとなつたときは、同一の政党に属する者が二人になるように、両議院の同意を得て、委員を罷免するものとする。

2 前項の規定は、政党所属関係に異動のなかつた委員長又は委員の地位に影響を及ぼすものではない。

(委員長)

- 第十条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 2 委員会は、あらかじめ委員のうちから、委員長に故障があるときに委員長を代理する者を定めて置かなければならない。

(会議)

- 第十一條 委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができるない。

- 2 委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。
- 可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 3 委員会は、第七条第三号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

(委員補佐)

- 第十二条 委員会に委員補佐三人を置く。

- 2 委員補佐は、委員長の命を受けて、委員会の審査及び決定に関する必要な事務をつかさどる。
- 3 委員補佐は、弁護士その他法律事務に学識経験を有する者のうちから、委員長が任命する。
- 4 委員補佐は、非常勤とする。

(規則の制定)

- 第十三条 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基いて、公安審査委員会規則を制定することができる。

(事務局)

- 第十四条 委員会に関する事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。
- 2 委員会の事務局の内部組織は、公安審査委員会規則で定める。

## 日本銀行法（平成9年法律第89号）（抄）

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 日本銀行は、我が国の中銀として、銀行券を発行するとともに、通貨及び金融の調節を行うことを目的とする。

2 日本銀行は、前項に規定するもののほか、銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資することを目的とする。

#### （通貨及び金融の調節の理念）

第2条 日本銀行は、通貨及び金融の調節を行うに当たっては、物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資することをもって、その理念とする。

#### （日本銀行の自主性の尊重及び透明性の確保）

第3条 日本銀行の通貨及び金融の調節における自主性は、尊重されなければならない。

2 日本銀行は、通貨及び金融の調節に関する意思決定の内容及び過程を国民に明らかにするよう努めなければならない。

#### （政府との関係）

第4条 日本銀行は、その行う通貨及び金融の調節が経済政策の一環をなすものであることを踏まえ、それが政府の経済政策の基本方針と整合的なものとなるよう、常に政府と連絡を密にし、十分な意思疎通を図らなければならない。

#### （業務の公共性及びその運営の自主性）

第5条 日本銀行は、その業務及び財産の公共性にかんがみ、適正かつ効率的に業務を運営するよう努めなければならない。

2 この法律の運用に当たっては、日本銀行の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。

### 第二章 政策委員会

#### （設置）

第14条 日本銀行に、政策委員会（以下この章及び次章において「委員会」という。）を置く。

#### （権限）

第15条 次に掲げる通貨及び金融の調節に関する事項は、委員会の議決による。

一 第33条第1項第一号の手形の割引に係る基準となるべき割引率その他の割引率

- 並びに当該割引に係る手形の種類及び条件の決定又は変更
- 二 第 33 条第 1 項第二号の貸付けに係る基準となるべき貸付利率その他の貸付利率並びに当該貸付けに係る担保の種類、条件及び価額の決定又は変更
- 三 準備預金制度に関する法律（昭和 32 年法律第 135 号）第 4 条第 1 項に規定する準備率及び基準日等の設定、変更又は廃止
- 四 第 33 条第 1 項第三号に規定する手形、債券又は電子記録債権（電子記録債権法（平成 19 年法律第 102 号）第 2 条第 1 項に規定する電子記録債権をいう。以下この号及び第 33 条第 1 項において同じ。）の売買その他の方法による金融市場調節（金融市場を通じて行う通貨及び金融の調節（公開市場操作を含む。）をいう。）の方針並びに当該金融市場調節に係る手形、債券又は電子記録債権の種類及び条件その他の事項の決定又は変更
- 五 その他の通貨及び金融の調節に関する方針の決定又は変更
- 六 前各号に掲げる事項の基礎となる経済及び金融の情勢に関する基本的見解その他通貨及び金融の調節に関する日本銀行としての見解の決定又は変更
- 2 前項の規定により委員会の議決によるものとされる事項のほか、次に掲げる事項は、委員会の議決を経なければならない。
- 一 第 37 条第 1 項の規定による貸付けの実施及び第 38 条第 2 項の規定による業務の実施
- 二 第 39 条第 1 項の規定による認可の申請及び当該認可に係る業務に関する重要事項
- 三 第 40 条第 3 項に規定する国際金融面での協力に該当するものとして財務大臣が定めるものため行う外国為替の売買の実施、第 41 条に規定する業務に係る各外国中央銀行等（同条に規定する外国中央銀行等をいう。）との取引の開始及び第 42 条の規定による取引の実施
- 四 第 43 条第 1 項ただし書の規定による認可の申請及び当該認可に係る業務に関する重要事項
- 五 第 44 条第 1 項に規定する考查に関する契約の内容及び毎事業年度の考查の実施に関する重要事項
- 六 定款の変更
- 七 業務方法書の作成又は変更
- 八 支店その他の事務所及び代理店の設置、移転又は廃止
- 九 組織及び定員に関する重要事項（前号に掲げるものを除く。）
- 十 第 31 条第 1 項に規定する給与等の支給の基準及び第 32 条に規定する服務に関する準則の作成又は変更
- 十一 不動産その他の重要な財産の取得又は処分
- 十二 経費の予算（第 51 条第 1 項に規定する経費の予算をいう。）の作成又は変更、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び決算報告書の作成、剩余金の処分その他の会計に関する重要事項

十三 第 54 条第 1 項に規定する報告書の作成及び第 55 条に規定する業務概況書の作成

十四 第 59 条に規定する規程の作成又は変更

十五 この法律の規定により委員会が定め、又はこの法律若しくは他の法令の規定により委員会が行うこととされる事項

十六 前各号に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認める事項

3 委員会は、日本銀行の役員（監事及び参与を除く。）の職務の執行を監督する。

（組織）

第 16 条 委員会は、委員九人で組織する。

2 委員は、審議委員六人のほか、日本銀行の総裁及び副総裁二人をもってこれに充てる。この場合において、日本銀行の総裁及び副総裁は、第 22 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、それぞれ独立して委員の職務を執行する。

3 委員会に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

4 議長は、委員会の会務を総理する。

5 委員会は、あらかじめ、委員のうちから、議長に事故がある場合に議長の職務を代理する者を定めておかなければならぬ。

### 第三章 役員及び職員

（役員）

第 21 条 日本銀行に、役員として、審議委員六人のほか、総裁一人、副総裁二人、監事三人以内、理事六人以内及び参与若干人を置く。

（役員の職務及び権限）

第 22 条 総裁は、日本銀行を代表し、委員会の定めるところに従い、日本銀行の業務を総理する。

2 副総裁は、総裁の定めるところにより、日本銀行を代表し、総裁を補佐して日本銀行の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、日本銀行の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき必要があると認めるときは、財務大臣、内閣総理大臣又は委員会に意見を提出することができる。

5 理事は、総裁の定めるところにより、総裁及び副総裁を補佐して日本銀行の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときは総裁の職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときは総裁の職務を行う。

6 参与は、日本銀行の業務運営に関する重要事項について、委員会の諮問に応じ、又は必要があると認めるときは、委員会に意見を述べることができる。

(代表権の制限)

第 22 条の 2 総裁又は副総裁の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(利益相反行為)

第 22 条の 3 日本銀行と総裁又は副総裁との利益が相反する事項については、総裁又は副総裁は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

(役員の任命)

第 23 条 総裁及び副総裁は、両議院の同意を得て、内閣が任命する。

- 2 審議委員は、経済又は金融に関して高い識見を有する者その他の学識経験のある者のうちから、両議院の同意を得て、内閣が任命する。
- 3 監事は、内閣が任命する。
- 4 理事及び参与は、委員会の推薦に基づいて、財務大臣が任命する。
- 5 総裁、副総裁又は審議委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣は、第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、総裁、副総裁又は審議委員を任命することができる。
- 6 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣は、直ちにその総裁、副総裁又は審議委員を解任しなければならない。

(役員の任期)

第 24 条 総裁、副総裁及び審議委員の任期は五年、監事及び理事の任期は四年、参与の任期は二年とする。ただし、総裁、副総裁又は審議委員が欠員となった場合における補欠の総裁、副総裁又は審議委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 総裁、副総裁、審議委員、監事、理事及び参与は、再任されることができる。

(役員の身分保障)

第 25 条 日本銀行の役員（理事を除く。）は、第 23 条第 6 項後段に規定する場合又は次の各号のいずれかに該当する場合を除くほか、在任中、その意に反して解任されることがない。

- 一 破産手続開始の決定を受けたとき。
- 二 この法律の規定により処罰されたとき。
- 三 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- 四 心身の故障のため職務を執行することができないと委員会（監事にあっては、委員会及び内閣）により認められたとき。

- 2 内閣又は財務大臣は、日本銀行の役員が前項各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、当該役員を解任しなければならない。
- 3 前項の規定によるほか、理事については、財務大臣は、委員会からその解任の求めがあったときは、当該求めがあった理事を解任することができる。

(役員の行為制限)

- 第 26 条 日本銀行の役員（参与を除く。以下この条、第 31 条及び第 32 条において同じ。）は、在任中、次に掲げる行為をしてはならない。
- 一 国会又は地方公共団体の議会の議員その他公選による公職の候補者となること。
  - 二 政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をすること。
  - 三 報酬のある他の職務（役員としての職務の適切な執行に支障がない職務の基準として第 32 条に規定する服務に関する準則で定めたものを満たすものと委員会において認めたものを除く。）に従事すること。
  - 四 営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。
- 2 日本銀行の役員が国会又は地方公共団体の議会の議員その他公選による公職の候補者となったときは、当該役員は、その役員たる職を辞したものとみなす。

(役員及び職員の秘密保持義務)

- 第 29 条 日本銀行の役員及び職員は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者がその職を退いた後も、同様とする。

(給与等の支給の基準)

- 第 31 条 日本銀行は、その役員及び職員の報酬（賞与その他の金銭の給付を含む。）、給与（賞与その他の金銭の給付を含む。）及び退職手当（次項において「給与等」という。）の支給の基準を社会一般の情勢に適合したものとなるよう定め、これを財務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 前項に規定する給与等の支給の基準のうち役員に係るものは、特別職の職員の給与に関する法律（昭和 24 年法律第 252 号）の適用を受ける国家公務員の給与及び退職手当その他の事情を勘案して定められなければならない。

(服務に関する準則)

- 第 32 条 日本銀行は、その業務の公共性にかんがみ、その役員及び職員の職務の適切な執行を確保するため、役員及び職員の職務に専念する義務、私企業からの隔離その他の服務に関する準則を定め、これを財務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一  
年法律第百二十六号）（抄）

第二章 労働保険審査会

（委員の任命）

第二十七条 委員は、人格が高潔であつて、労働問題に関する識見を有し、かつ、法律又は労働保険に関する学識経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て、厚生労働大臣が任命する。

第一節 設置及び組織

（設置）

第二十五条 労働者災害補償保険法第三十八条及び雇用保険法第六十九条の規定による再審査請求の事件を取り扱わせるため、厚生労働大臣の所轄の下に、労働保険審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項に規定する再審査請求の事件を取り扱うほか、中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十一号）第八十四条第一項の規定による審査の事務を取り扱う。

（組織）

第二十六条 審査会は、委員九人をもつて組織する。

2 委員のうち三人は、非常勤とすることができます。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

（任期）

第二十八条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(職権の行使)

第二十九条 委員は、独立してその職権を行う。

(身分保障)

第三十条 委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることはない。

- 一 破産手続開始の決定を受けたとき。
- 二 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- 三 審査会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(罷免)

第三十一条 厚生労働大臣は、委員が前条各号の一に該当するときは、その委員を罷免しなければならない。

(会長)

第三十二条 審査会に会長を置く。会長は、委員の互選により常勤の委員のうちから定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 審査会は、あらかじめ、会長に故障があるときにその職務を代理する常勤の委員を定めておかなければならぬ。

(合議体)

第三十三条 審査会は、委員のうちから、審査会が指名する者三人をもつて構成する合議体で、再審査請求の事件又は審査の事務を取り扱う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合においては、委員の全員をもつて構成する合議体で、再審査請求の事件又は審査の事務を取り扱う。
  - 一 前項の合議体が、法令の解釈適用について、その意見が前に審査会のした裁決に反すると認めた場合
  - 二 前項の合議体を構成する者の意見が三説に分かれた場合

(合)

三 前二号に掲げる場合のほか、審査会が定める場合

第三十三条の二 前条第一項又は第二項の合議体を構成する者を審査員とし、うち一人を審査長とする。

- 2 前条第一項の合議体のうち、会長がその構成に加わるものにあつては、会長が審査長となり、その他のものにあつては、審査会の指名する委員が審査長となる。

3 前条第二項の合議体にあつては、会長が審査長となり、会長に故障があるときは、第三十二条第三項の規定により会長を代理する常勤の委員が審査長となる。

第三十三条の三 第三十三条第一項の合議体は、これを構成するすべての審査員の、同条第二項の合議体は、六人以上の審査員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 第三十三条第一項の合議体の議事は、その合議体を構成する審査員の過半数をもつて決する。

3 第三十三条第二項の合議体の議事は、出席した審査員のうちの五人以上の者の賛成をもつて決する。

#### (委員会議)

第三十三条の四 審査会の会務の処理（再審査請求の事件又は審査の事務の取扱いを除く。）は、委員の全員の会議（以下「委員会議」という。）の議決によるものとする。

2 委員会議は、会長を含む過半数の委員の出席がなければ、これを開き、議決をすることができない。

3 委員会議の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審査会が第三十条第三号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、出席した委員のうちの本人を除く全員の一一致がなければならない。

#### (給与)

第三十四条 委員の給与は、別に法律で定める。

#### (特定行為の禁止)

第三十五条 常勤の委員は、在任中、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

一 国会若しくは地方公共団体の議会の議員その他公選による公職の候補者となり、又は積極的に政治活動をすること。

二 厚生労働大臣の許可のある場合を除くほか、報酬のある他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

2 非常勤の委員は、在任中、前項第一号に該当する行為をしてはならない。

3 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

社会保険医療協議会法  
(昭和二十五年三月三十一日法律第四十七号)

(設置)

- 第一条 厚生労働省に、中央社会保険医療協議会(以下「中央協議会」という。)を置く。  
2 各地方厚生局(地方厚生支局を含む。)に、地方社会保険医療協議会(以下「地方協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第二条 中央協議会は、次に掲げる事項について、厚生労働大臣の諮問に応じて審議し、及び文書をもつて答申するほか、自ら厚生労働大臣に、文書をもつて建議することができる。
- 一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六条第二項の規定による定め、同法第八十五条第二項の規定による基準、同法第八十五条の二第二項の規定による基準、同法第八十六条第二項第一号の規定による定め及び船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第五十八条第二項の規定による定めに関する事項
- 二 健康保険法第八十八条第四項の規定による定めに関する事項
- 三 健康保険法第六十三条第二項第三号及び第五号の規定による定め(同項第三号に規定する高度の医療技術に係るものを除く。)、同法第七十条第一項及び第三項並びに第七十二条第一項の規定による厚生労働省令、同法第九十二条第二項の規定による基準(指定訪問看護の取扱いに関する部分に限る。)、船員保険法第五十四条第二項の規定による厚生労働省令、同法第六十五条第十項の規定による厚生労働省令、国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第四十条第二項の規定による厚生労働省令並びに同法第五十四条の二第十項の規定による厚生労働省令に関する事項
- 2 地方協議会は、保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消し並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消しについて、厚生労働大臣の諮問に応じて審議し、及び文書をもつて答申するほか、自ら厚生労働大臣に、文書をもつて建議することができる。

(組織)

- 第三条 中央協議会又は地方協議会は、それぞれ、次に掲げる委員二十人をもつて組織する。
- 一 健康保険、船員保険及び国民健康保険の保険者並びに被保険者、事業主及び船舶所有者を代表する委員 七人
- 二 医師、歯科医師及び薬剤師を代表する委員 七人
- 三 公益を代表する委員 六人
- 2 厚生労働大臣は、地方協議会において特別の事項を審議するため必要があると認めるときは、前項各号の規定による委員の構成について適正を確保するように配慮しつつ、臨時委員を置くことができる。
- 3 厚生労働大臣は、それぞれ中央協議会又は地方協議会において専門の事項を審議するため必要があると認めるときは、その都度、各十人以内の専門委員を置くことができる。
- 4 委員、臨時委員及び専門委員は、厚生労働大臣が任命する。
- 5 厚生労働大臣は、第一項第一号に掲げる委員の任命に当たつては医療に要する費用を支払う者の立場を適切に代表し得ると認められる者の意見に、同項第二号に掲げる委員の任命に当たつては地域医療の担い手の立場を適切に代表し得ると認められる者の意見に、それぞれ配慮するものとする。

- 6 中央協議会の公益を代表する委員の任命については、両議院の同意を得なければならない。
- 7 前項の場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、厚生労働大臣は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する委員を任命することができる。
- 8 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の承認を得なければならない。この場合において、両議院の承認を得られないときは、厚生労働大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。
- 9 厚生労働大臣は、第六項に規定する委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は同項に規定する委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。
- 10 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

- 第四条 委員の任期は、二年とし、一年ごとに、その半数を任命する。
- 2 委員に欠員を生じたとき新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。
  - 4 専門委員は、当該専門の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

- 第五条 中央協議会及び地方協議会に、それぞれ、公益を代表する委員のうちから委員の選挙した会長一人を置く。
- 2 会長は、会務を総理し、それぞれ、中央協議会又は地方協議会を代表する。
  - 3 会長に事故があるときは、第一項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

(会議)

- 第六条 中央協議会及び地方協議会は、正当な理由がある場合を除いては、六月に一回以上開かなければならない。

- 第七条 中央協議会及び地方協議会は、それぞれ、会長が招集する。
- 2 会長は、厚生労働大臣の諮問があつたとき、又は委員の半数以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、その諮問又は請求の日から、二週間以内に、それぞれ、中央協議会又は地方協議会を招集しなければならない。

- 第八条 中央協議会の公益を代表する委員は、会議の日程及び議題その他の中央協議会の運営に関する事項について協議を行い、中央協議会の第三条第一項第一号及び第二号に掲げる委員は、その協議の結果を尊重するものとする。
- 2 中央協議会が、第二条第一項第一号又は第二号に掲げる事項に係る答申又は建議を行う場合には、あらかじめ中央協議会の公益を代表する委員が当該事項の実施の状況について検証を行い、その結果を公表するものとする。

(雑則)

- 第九条 この法律に定めるもののほか、議事の手続その他中央協議会又は地方協議会の運営に關し必要な事項は、政令で定める。

社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和28.8.14法律第206号)～抄～

第1条～第18条 略 (社会保険審査官に関する条文)

第2章 社会保険審査会

第19条 (設置)

健康保険法第189条、船員保険法第138条、厚生年金保険法第90条、石炭鉱業年金基金法第33条第1項、国民年金法第101条及び年金給付遅延加算金支給法第8条の規定による再審査請求並びに健康保険法第190条、船員保険法第139条、厚生年金保険法第91条第1項、石炭鉱業年金基金法第33条第2項及び年金給付遅延加算金支給法第9条(年金給付遅延加算金支給法附則第2条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による審査請求(年金給付遅延加算金支給法第9条の規定による厚生年金保険法附則第29条第1項の規定による脱退一時金に係る保険給付遅延特別加算金に係るもの及び国民年金法附則第9条の3の2第1項の規定による脱退一時金に係る給付遅延特別加算金に係るものを除く。第32条第2項において同じ。)の事件を取り扱わせるため、厚生労働大臣の所轄の下に、社会保険審査会(以下「審査会」という。)を置く。

第20条 (職権の行使)

審査会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

第21条 (組織)

審査会は、委員長及び委員5人をもつて組織する。

第22条 (委員長及び委員の任命)

委員長及び委員は、人格が高潔であつて、社会保障に関する識見を有し、かつ、法律又は社会保険に関する学識経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て、厚生労働大臣が任命する。

- 2 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために、両議院の同意を得ることができないときは、厚生労働大臣は、前項の規定にかかわらず、人格が高潔であつて、社会保障に関する識見を有し、かつ、法律又は社会保険に関する学識経験を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。
- 3 前項の場合においては、任命後最初の国会で、両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、厚生労働大臣は、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

第23条 (任期)

委員長及び委員の任期は、3年とする。但し、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員長及び委員は、再任されることができる。

## 第24条（身分保障）

委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

- 一 破産手続開始の決定を受けたとき。
- 二 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- 三 審査会により、心身の故障のため、職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

## 第25条（罷免）

厚生労働大臣は、委員長又は委員が前条各号の一に該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

## 第26条（委員長）

委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

- 2 審査会は、あらかじめ委員のうちから、委員長に故障があるときに委員長を代理する者を定めて置かなければならない。

## 第27条（合議体）

審査会は、委員長及び委員のうちから、審査会が指名する者3人をもつて構成する合議体で、再審査請求又は審査請求の事件を取り扱う。

- 2 前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、委員長及び委員の全員をもつて構成する合議体で、再審査請求又は審査請求の事件を取り扱う。

## 第27条の2

前条第1項又は第2項の各合議体を構成する者を審査員とし、うち1人を審査長とする。

- 2 前条第1項の合議体のうち、委員長がその構成に加わるものにあつては、委員長が審査長となり、その他のものにあつては、審査会の指名する委員が審査長となる。
- 3 前条第2項の合議体にあつては、委員長が審査長となり、委員長に故障があるときは、第26条第2項の規定により委員長を代理する委員が審査長となる。

## 第27条の3

第27条第1項の合議体は、これを構成するすべての審査員の、同条第2項の合議体は、4人以上の審査員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 第27条第1項の合議体の議事は、その合議体を構成する審査員の過半数をもつて決する。
- 3 第27条第2項の合議体の議事は、出席した審査員のうちの3人以上の者の賛成をもつて決し、賛否それぞれ3人のときは、審査長の決するところによる。

## 第27条の4（委員会議）

審査会の会務の処理（再審査請求又は審査請求の事件の取扱いを除く。）は、委員長及び委員の全員の会議（以下「委員会議」という。）の議決によるものとする。

- 2 委員会議は、委員長及び過半数の委員の出席がなければ、これを開き、議決をすることができない。
- 3 委員会議の議事は、出席した委員長及び委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 審査会が第24条第3号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、出席した委員長及び委員のうちの本人を除く全員の一致がなければならない。

#### 第28条（給与）

委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

#### 第29条（特定行為の禁止）

委員長及び委員は、在任中、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

- 一 国会若しくは地方公共団体の議会の議員その他公選による公職の候補者となり、又は積極的に政治活動をすること。
  - 二 厚生労働大臣の許可のある場合を除くほか、報酬のある他の職務に従事すること。
  - 三 営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。
- 2 委員長及び委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

#### 第37条（審理の公開）

審理は、公開しなければならない。但し、当事者の申立があつたときは、公開しないことができる。

## 国土交通省設置法（抄）

（平成十一年七月十六日法律第百号）

### 第五款 運輸審議会

#### （所掌事務等）

第十五条 運輸審議会は、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）、軌道法（大正十年法律第七十六号）、都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）、道路運送法（昭和二十六年法律第一百八十三号）、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）、海上運送法、内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）、内航海運組合法（昭和三十二年法律第百六十二号）、港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）、港湾法及び航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の規定により同審議会に諮ることを要する事項のうち国土交通大臣の行う処分等に係るものを処理する。

2 国土交通大臣は、前項に規定する事項に係る国土交通大臣又はその地方支分部局の長の行う処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決をする場合には、運輸審議会に諮らなければならない。

3 第一項に規定する事項に係る処分等及び前項に規定する裁決（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第四号に

規定する不利益処分（以下「不利益処分」という。）を除く。）のうち、運輸審議会が軽微なものと認めるものについては、国土交通大臣は、運輸審議会に諮らないでこれを行うことができる。

4 運輸審議会は、第一項に規定する事項に係る処分等及び第二項に規定する裁決に關し、職権により、又は利害関係人の申請に基づき、国土交通大臣に対し、必要な勧告をすることができる。

#### （組織）

第十六条 運輸審議会は、委員六人をもつて組織する。  
2 委員のうち四人は、非常勤とする。

#### （会長）

第十七条 運輸審議会に、会長を置き、委員の互選によつて常勤の委員のうちからこれを定める。  
2 会長は、会務を總理し、運輸審議会を代表する。  
3 運輸審議会は、あらかじめ、会長に事故があるときにその職務を代理する常勤の委員を定めておかなければならぬ。

#### （委員の任命）

第十八条 委員は、年齢三十五年以上の者で広い経験と高い識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、国土交通大臣が任命する。  
2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、国土交通大臣は、前項の規定にかかわらず

ず、委員を任命することができる。

- 3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならぬ。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、国土交通大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。
- 4 常勤の委員は、他の政府職員の職を兼ねてはならない。

(委員の任期)

- 第十九条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
  - 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(委員の罷免)

- 第二十条 国土交通大臣は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、「これを罷免する」とができる。

- (委員の服務等)
- 第二十一条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。
  - 3 常勤の委員は、在任中、国土交通大臣の許可のある場合を

除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

(委員の給与)

- 第二十二条 委員の給与は、別に法律で定める。

公害健康被害の補償等に関する法律

昭和四十八年十月五日

第一章 總則

卷之三

**第一条** この法律は、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる著しい大気の汚染又は水質の汚濁（水底の底質が悪化する）ことを含む。（以下同じ。）の影響による健康被害に係る損害を填補するための補償並びに被害者の福祉に必要な事業及び大気の汚染の影響による健康被害を予防するために必要な事業を行うことにより、健康被害に係る被害者等の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図ることを目的とする。

### (地域及び疾病の指定)

**第二条** この法律において「第一種地域」とは、事業活動その他の人の活動に伴つて相当範囲にわたる著しい大気の汚染が生じ、その影響による疾病（次項に規定する疾病を除く。）が多発している地域として政令で定める地域をいう。

2 「」の法律において「第一種地域」とは、事業活動その他の人の活動に伴つて相当範囲にわたる著しい大気の汚染又は水質の汚濁が生じ、その影響により、当該大気の汚染又は水質の汚濁の原因である物質との関係が一般的に明らかであり、かつ、当該物質によらなければかかることがない疾病が多発している地域として政令で定める地域をいう。

3 · 4

第二章 補償給付

## 第一節 通

第三条 第一条に規定する健康被害に対する補償のため支給されるこの法律による給付（以下「補償給付」という。）は、次のとおりと

### (補償給付の種類等)

第六章 不服申立て

### 申立て

## 第六章 不服申立て

### 第一節 認定又は補償給付の支給に関する処分に対する不服申立て

（再調査の請求及び審査請求）

第一百六条 認定又は補償給付の支給に関する処分に不服がある者は、その処分をした都道府県知事に対し、再調査の請求をすることがで

## (再調査の請求及び審査請求)

## 第六章 不服申立て

### 第一節 認定又は補償給付の支給に関する処分に対する不服申立て

（再調査の請求及び審査請求）

第一百六条 認定又は補償給付の支給に関する処分に不服がある者は、その処分をした都道府県知事に対し、再調査の請求をすることがで

きる。

2 委員のうち三人は、非常勤とすることができる。

#### (委員の任命)

- 2 認定又は補償給付の支給に関する処分に不服がある者のする審査請求は、公害健康被害補償不服審査会に対してもしなければならない。
- 3 第一項の再調査の請求及び前項の審査請求は、時効の中止に關しては、裁判上の請求とみなす。

#### (行政不服審査法の適用関係)

- 第百七条 前条第二項の審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十一条の規定は、適用しない。
- 2 前条第二項の審査請求についての行政不服審査法第九条第四項の規定の適用に関しては、同項中「その職員（第二項各号（第一項各号に掲げる機関の構成員にあっては、「」とあるのは、「公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第一百二十一条第一項に規定する審査員（第二項各号「」とする。

#### (不服申立てと訴訟の関係)

- 第一百八条 認定又は補償給付の支給に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する公害健康被害補償不服審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

### 第三節 公害健康被害補償不服審査会

#### 第一款 設置及び組織

##### (設置)

- 第一百十一条 第百六条第二項及び石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第七十五条第一項第一号の規定による審査請求の事件を取り扱わせるため、環境大臣の所轄の下に、公害健康被害補償不服審査会（以下この章において「審査会」といふ。）を置く。

##### (組織)

- 第一百十二条 審査会は、委員六人をもつて組織する。

#### (任期)

- 第一百十四条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行なうものとする。

#### (職権の行使)

- 第一百十五条 委員は、独立してその職権を行なう。

#### (身分保障)

- 第一百十六条 委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることはない。
- 1 破産手続開始の決定を受けたとき。
- 2 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- 3 審査会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認め

- 2 委員は、人格が高潔であつて、公害問題に関する識見を有し、かつ、医学、法律学その他公害に係る健康被害の補償に関する学識経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て、環境大臣が任命する。
- 2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、環境大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。
- 3 前項の場合においては、任命後最初の国会で、両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、環境大臣は、その委員を罷免しなければならない。

られたとき、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない行為があると認められたとき。

(罷免)

第一百七条 環境大臣は、委員が前条各号の一に該当するときは、その委員を罷免しなければならない。

(会長)

第一百八条 審査会に会長を置き、委員の互選によつて常勤の委員のうちからこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する常勤の委員が、その職務を代理する。

(委員会議)

第一百十九条 審査会の会務の処理（審査請求の事件の取扱いを除く。）は、委員の全員の会議（以下「委員会議」という。）の議決によるものとする。

3 2 委員会議は、会長が招集する。

3 委員会議は、会長及び三人以上の委員の出席がなければ、これを開き、議決をすることができない。

4 委員会議の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 審査会が第一百六条第三号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、出席した委員のうちの本人を除く全員の一致がなければならない。

6 会長に事故がある場合の第三項の規定の適用については、第一百八条第三項の規定により会長の職務を代理する常勤の委員は、会長とみなす。

(専門委員)

第一百九条の二 審査会に、専門の事項を調査審議させるため、専門

委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、環境大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(審査請求事件の取扱い)

第一百二十条 審査会は、委員のうちから審査会が指名する者三人をもつて構成する合議体で、審査請求の事件を取り扱う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合においては、委員の全員をもつて構成する合議体で、審査請求の事件を取り扱う。

1 前項の合議体が、法令の解釈適用について、その意見が前に審査会のした裁決に反すると認めた場合

2 前項の合議体を構成する者の意見が分かれたため、その合議体としての意見が定まらない場合

3 審査会が、委員の全員をもつて構成する合議体において審査請求事件を取り扱う旨の議決をした場合

第一百二十二条 前条第一項又は第二項の各合議体を構成する者を審査員とし、うち一人を審査長とする。

2 前条第一項の合議体のうち、会長がその構成に加わるものにあつては、会長が審査長となり、その他のものにあつては、審査会の指名する委員が審査長となる。

3 前条第二項の合議体にあつては、会長が審査長となり、会長に事故があるときは、第一百八条第三項の規定により会長の職務を代理する常勤の委員が審査長となる。

第一百二十二条 第百二十条第一項の合議体は、これを構成するすべての審査員の、同条第二項の合議体は、四人以上の審査員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

- 2 第百二十条第一項の合議体の議事は、その合議体を構成する審査員の過半数をもつて決する。
- 3 第百二十条第二項の合議体の議事は、出席した三人以上の審査員の賛成をもつて決し、可否それぞれ三人のときは、審査長の決するところによる。

(服務)

- 第一百一十三条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。
- 3 常勤の委員は、在任中、環境大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利企業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行なつてはならない。

(給与)

- 第一百二十四条 委員の給与は、別に法律で定める。